

令和4年度若者文化振興事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手県が実施する若者文化振興事業に係る補助者の選定に関し、必要な事項を審議することを目的として、令和4年度若者文化振興事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 補助対象者の選定に関する事項
- (2) その他補助対象者の選定に関し必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、3名をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、環境生活部若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、合否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面開催)

第7 第6の規定に関わらず、委員長は、必要と認めるときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。ただし、委員の半数以上から書面による回答が得られなければ、会議の議決とすることができない。

- 2 第6第3項の規定は前項の議決について準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8 委員会に関する庶務は、環境生活部若者女性協働推進室において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。

別表

所属及び役職	氏名
環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長	鎌田 泰行
ふるさと振興部地域振興室 地域企画監	高井 知行
文化スポーツ部文化振興課 総括課長	阿部 美登利